

1 2 支給に伴う注意事項

注意 次の場合は支給対象となりません。

- 1 不正受給（偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとする）を行ってから3年以内に支給申請をした、または、支給申請日後、支給決定日まで不正受給をした事業主及び事業主団体等
- 2 支給申請をした年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主及び事業主団体等（支給申請の翌日から起算して2か月以内に納入を行った事業主及び事業主団体等を除く）
- 3 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出しない又は提示しない、または管轄労働局の実地調査に協力しない等、審査に協力しない事業主等及び事業主団体等
- 4 助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、5年間保存していない事業主等及び事業主団体等
- 5 支給申請日の前日の過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主及び事業主団体等
- 6 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主及び事業主団体等
- 7 暴力団関係事業所の事業主及び事業主団体等
- 8 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主及び事業主団体等
- 9 助成金の不正受給が発覚した場合に行われる事業主名等の公表について、同意していない事業主及び事業主団体等
- 10 訓練実施計画届（様式1号）の提出前に訓練を開始した場合
- 11 制度導入・適用計画届（制度導入様式第1号）の認定前に制度を導入している場合
- 12 ①訓練実施計画届を提出する場合は、訓練開始の前日から起算して1ヶ月前までに提出していない場合※1
②新たな訓練計画を追加する場合は訓練開始日の前日から起算して1ヶ月前までに、既に届出ている訓練計画に変更が生じた場合は、変更が生じた日から訓練開始後7日以内に、変更届を提出していない場合※1
- 13 所定労働時間外・休日（振替休日は除く）に実施されたOff-JTの賃金助成、OJTの実施助成。ただし、Off-JTの経費助成については助成対象となります。
- 14 事業主が訓練にかかる経費を全額負担していない場合※
※ 業務命令によって、従業員に対して専門実践教育訓練を受講させた場合、訓練経費を従業員に負担させた事業主は支給対象外となります。また、従業員の申し出による自発的な専門実践教育訓練の受講を支援する場合は、訓練実施期間中に負担した従業員の賃金及び経費が支給対象となります。
- 15 実際に実施した助成対象となる実訓練時間数が特定訓練コースの場合は10時間未満（海外で実施する訓練の場合は30時間未満）、一般訓練コースの場合は20時間未満（育児休業中等に実施した訓練の場合は10時間未満）の場合
- 16 支給申請期間内に申請を行わない場合
- 17 雇用保険適用事業所でない事業所（計画届提出日、支給申請日及び支給決定日の時点）

※1 訓練実施計画届の提出期間について、平成29年4月1日から平成29年9月30日までに開始される訓練に限り、**原則として**訓練開始日の前日から起算して1か月前までとなります。

なお、平成29年10月1日以降に開始される訓練は、訓練開始日の前日から起算して**1か月前の届出が厳守**となりますのでご了承ください。